

## 繰り返される米軍兵等による性的暴行事件に対する意見書

沖縄県内で6月下旬に20代の女性に性的暴行を加えてけがをさせたとして、不同意性交致傷の疑いで20代の在沖米海兵隊員が9月5日に書類送検された。沖縄県警は送検後、沖縄県基地対策課へ事件について伝達した。沖縄県警が米軍関係者による非公表事件の情報を沖縄県に通知する運用の開始後、初の伝達事例である。この事件とは別に今年6月、沖縄県では米軍兵による2件の性的暴行事件が相次いで発覚している。昨年12月にも米空軍兵による少女誘拐暴行事件が発生していたが、沖縄県警や日本政府は沖縄県などに情報を共有せず、事件発生後から半年後の6月25日の報道で明らかになった。また、5月にも米海兵隊員による不同意性交致傷事件が起きているが、これが報道によって発覚したのは6月28日と1か月後のことだった。米軍兵等の事件の公表の遅れが次の犯罪につながっていると議論される中、今回新たな性的暴行事件が明らかとなった。米軍兵等による性犯罪は過去10年間で最多となっているとの報道もある。

今なお繰り返される米軍兵等による性的暴行事件に市民・県民の命と生活は脅かされており、日本政府、米軍は再発防止を明言してきたが一向に改善されない現状に対して強い憤りを覚える。また、米軍兵等の意識を変えるためには、米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定を見直し、現状に合った抜本的な改正を行わなければならない。

名護市議会は去る6月定例会において米兵による少女連れ去り及び性的暴行事件に対する意見書及び決議を全会一致で可決し、関係機関へ手交等を行った。また、県内他市町村議会や沖縄県議会でも多数の意見書・決議が可決されている。その多くが市民・県民の安全安心な生活の保障とともに米軍兵等による同様な事件・事故の発生防止のため、厳格で実効性のある再発防止策を強く求めていた。それにもかかわらず米軍兵による性的暴行事件が後を絶たない現状からすると、米軍の再発防止策は本当に機能しているのか甚だ疑問である。

よって、本市議会は、繰り返される米軍兵等による事件に対し満身の怒りを込めて抗議するとともに、事件・事故の再発防止に向けて下記のとおり強く要求する。

### 記

- 1 被害者へ誠意ある対応を行うこと。
- 2 市民・県民の生命と暮らしが最優先に保障されるよう、日米両政府は米軍兵等の綱紀粛正及び人権教育を実施し、厳格で実効性のある再発防止策を講ずること。
- 3 日米地位協定の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月25日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、  
外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長